



令和 8 年度資源循環自治体フォーラム

フードバンク認証制度について

令和 8 年 8 月 6 日
消費者庁

食品ロスの現状・目標

○**食品ロス量**は、**年間461万トン**（令和6年度推計）
（食べられるのに廃棄されている食品の量）

≡国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量（約250万トン）の約1.8倍

○**年間1人当たりの食品ロス量**は、**37kg**

≡毎日一人 約お茶碗1杯（おにぎり1個）分捨てているのと同じ

- 我が国は食料を海外からの輸入に大きく依存
食料自給率（カロリーベース）で**38%**（令和6年度）
- 食費は消費支出の中の**1/4**（令和6年）
- 子どもの貧困率は11.5%で、**9人に1人**（令和3年）
- ゴミ処理事業経費は、**2.3兆円**（令和5年）

2030年度に2000年度と比較し、**事業系食品ロス量を60%減** ※
家庭系食品ロス量を早期半減

※2020年に策定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の中で、事業系・家庭系ともに食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減させることを設定していたが、2022年度の食品ロス量において、事業系は2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、2025年3月に新たな目標として60%減と設定。

食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計結果

2024（令和6）年度における食品ロスによる

- 経済損失は3.8兆円、国民1人当たり 年間31,097円
- 温室効果ガス排出量は978万t-CO₂、国民1人当たり 年間79kg-CO₂

2024（令和6）年度 食品ロスによる経済損失・温室効果ガス排出量の推計結果



2024[令和6]年度食品ロス量

461万トン

国民1人当たり ※1

37kg/年



食品ロスによる経済損失の合計 ※2

3.8兆円

国民1人当たり ※1

31,097円/年



食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計 ※3

978万t-c02

国民1人当たり ※1

79kg-CO₂/年



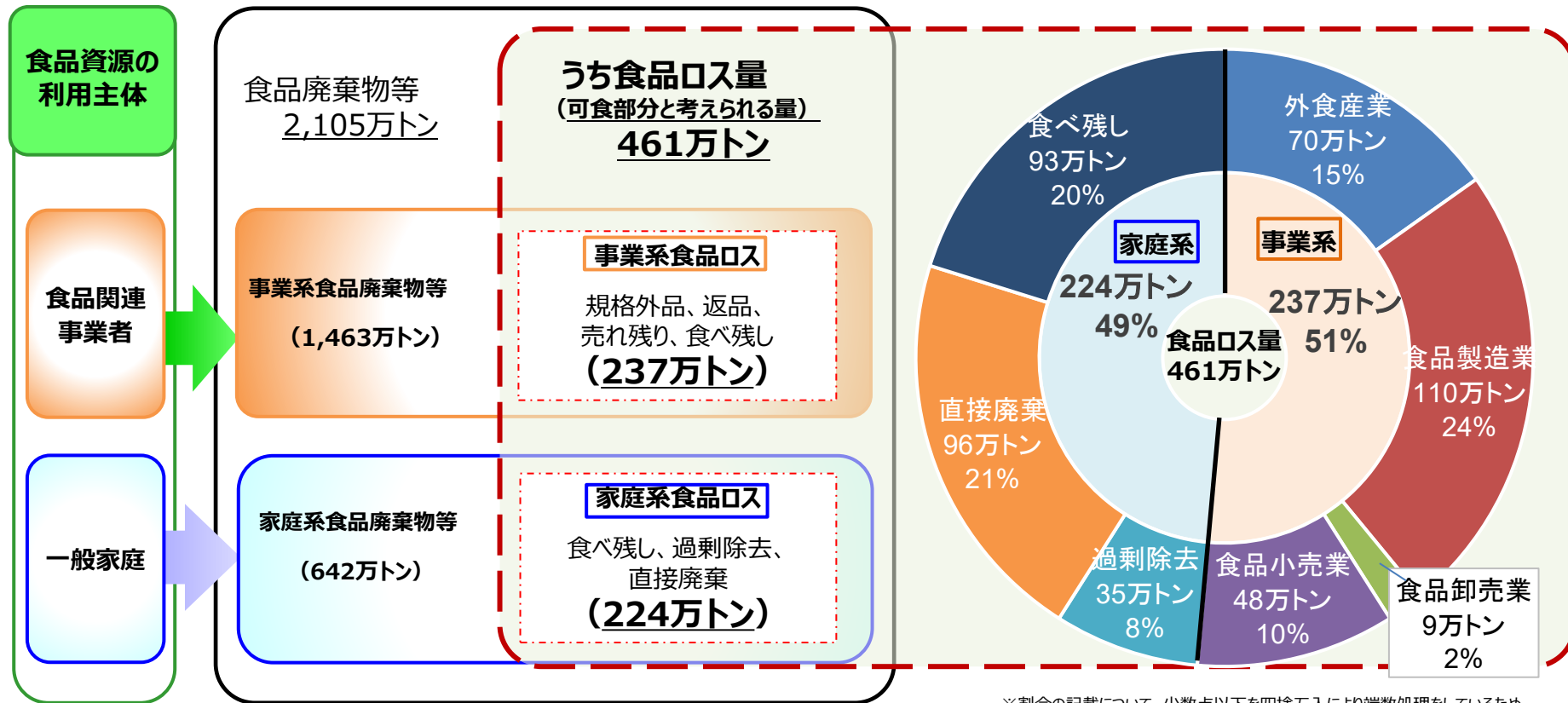
※1 国民1人当たりは総務省「人口推計」（2024年10月1日時点）に対する値。

※2 経済損失は各部門（事業部門・家庭部門）にまたがるものを合計したものであり、食品ロスの削減による経済上の利得が全て家計に裨益するものではない。

※3 温室効果ガス排出量は各部門にまたがるものを合計したものであり、食品ロスからの排出が全て家庭からの排出としてカウントされるものではない。

● 食品ロスの発生要因

食品廃棄物等の発生状況と割合 <概念図>



資料：農林水産省及び環境省「令和6年度推計」

* 食品廃棄物等、食品ロスの中には、飼料、肥料等に再生利用されているものを含む。

※割合の記載について、少数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない場合があります。

〔参考〕 産業廃棄物の総排出量は3億6,725万トン（令和5年度）、一般廃棄物の総排出量は3,811万トン（令和6年度）

資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

● 食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年5月31日公布（令和元年法律第19号）
令和元年10月1日施行

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡ 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設置

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針※を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

※令和2年3月31日 閣議決定（令和7年3月25日 変更）

基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議を設置
（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

※食品ロスの削減の推進に関する法律（略称 食品ロス削減推進法）

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）

（未利用食品等を提供するための活動の支援等）

第十九条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

【第1次基本方針：令和2年3月31日閣議決定】
【第2次基本方針：令和7年3月25日閣議決定】

行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する法律」の規定に基づき策定。

我が国の食品ロスの状況

令和6年度推計

事業系237万トン
家庭系224万トン

・食品ロス量 年間461万トン

≒国連世界食糧計画（WFP）による
食料支援量（約250万トン）の1.8倍

・1人当たり年間 37kg

≒毎日1人あたり
おにぎり1個分を捨てている計算



①食品ロスの削減目標

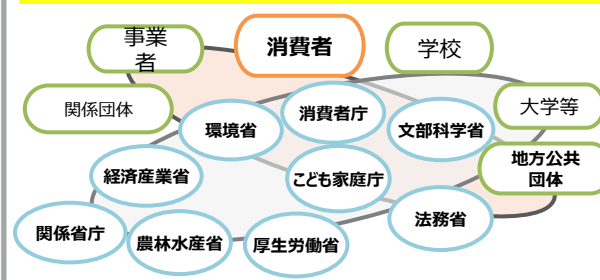


②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合80%

※2025年度は77.2%

持続可能な社会の実現

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進



各主体に求められる役割と行動

《消費者》

日々の生活の中で
できることを一人一人が
考え、行動に移す。

- ・買物前の食材チェック
- ・冷蔵庫内の在庫管理
- ・料理の食べきり
- ・外食の食べきり
- ・宴会時 30・10運動
- ・食べ残しの持ち帰り

3010運動

注文の際、
量を注文しましょう。

食料品30分は、
量を注文し、残量を減らしましょう。

お皿を10分は、
自分の席に戻して、再度、
残量を減らしましょう。



《事業者》

事業活動による食品ロスを把握、商慣習を含め見直しに取り組む。

- ・規格外品の有効活用
- ・賞味期限の延長
- ・3分の1ルール緩和
- ・季節商品の予約販売
- ・値引きによる売り切り
- ・小盛りメニューの導入
- ・食べ残し持ち帰り



〔恵方巻きのロス削減プロジェクトの目印〕

〔小盛りメニュー導入〕

《国・自治体》

消費者等への普及啓発、食品関連事業者等の取組への支援、情報の収集・提供、未利用食品を提供するための活動支援等を実施。

都道府県及び市町村は、地域の特性を踏まえた取組を推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定（努力義務）。国は、計画策定を促進。

食品ロス削減の基本的施策

(1)教育及び学習の振興、普及啓発等

- ・「食の環（わ）」プロジェクトの発信
- ・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」周知
- ・デコ活、mottECOの普及促進
- ・食品ロス削減推進サポーターの育成
- ・栄養教諭を配置促進
- ・国際展開の推進



〔食品ロスガイド〕



〔食の環ロゴ〕

(2)食品関連事業者の取組に対する支援

- ・商慣習の見直しを推進
- ・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」取組促進
- ・mottECO導入事例の周知・促進
- ・「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の周知・促進
- ・ICT、AI等の新技術の活用



〔食品ロス削減・食品寄附促進のアプリ等の活用〕

(3)実態調査及び調査・研究の推進

- ・事業者の災害時用備蓄食料の実態調査
- ・経済損失、環境負荷の推

2024（令和6）年度 食品ロスによる経済損失、環境負荷推定結果
461万トン
3.8兆円
978万t-CO2

(4)未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

- ・「食品寄附ガイドライン」周知
- ・フードバンク活動団体の認証
- ・民事的責任の法的措置検討
- ・税制上の取扱いの周知

食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（概要）

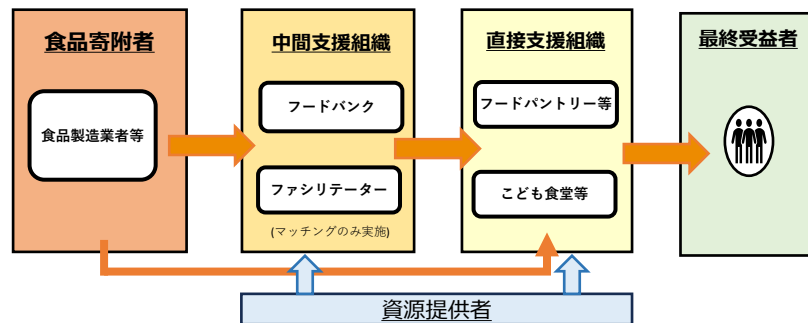
令和6年12月25日食品寄附等
に関する官民協議会決定

1. 背景・目的

- 食品ロスを削減するためには、未利用食品の有効活用（食品寄附）の促進が重要とされるところ、食品寄附に関わる各主体の情報不足、信頼性・透明性等を高めるための枠組みの整備、フードバンク等の底上げの必要性などが指摘されている。
- 令和5年12月、関係省庁において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ、その中で、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク、フードパントリー等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされた。
- そこで、既に官民で策定されている既存の各種ガイドライン・手引き等を参照しつつ、**各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項を示したガイドラインを、官民協議会における議論を通じて作成。**

2. ガイドラインの対象範囲

①食品寄附者（事業者）、②ファシリテーター（需要のマッチングを行うサービスを提供する場合の者）、③フードバンク、④フードパントリー等、⑤こども食堂等、⑥資源提供者（資金・物流サービス等の提供者）



3. ガイドラインの具体的な遵守事項の整理

- 法令事項**：法令上名宛て人に一定の義務付けをしている法令を引用した事項（※）
 - 必要事項**：食品寄附の信頼性向上等の観点からガイドラインとして必要と考える事項
 - 推奨事項**：取り組むことが望ましい事項
- ※ 食品衛生法、食品表示法、個人情報保護法

4. ガイドラインの具体的な内容

※ 各主体ごとに各章で記載

- **提供元・提供先における合意事項**：
提供食品の情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）、品質確保・管理、転売禁止、事故時の対応等
- **安全面等の管理**：
食品の品質・衛生管理（必要な設備の設置等）、受取・輸配送時の検品（期限表示・破損等の確認等）、施設の衛生管理（清掃等）等
- **提供時の注意**：
衛生上の取組（保冷剤の提供等）、食品表示情報の伝達と管理等
- **トレーサビリティ**：
記録の作成・保存（名称、数量、期限、アレルギー、入出荷年月日、寄附者・提供先の名称等）
- **事故時の対応**：
保険の加入（フードバンク向けの損害賠償保険、ボランティア用保険等）、記録を踏まえた連絡等
- **財務管理・情報開示**：
損金算入、実績報告等

※ 参考資料として、各種ひな形（フードバンク・こども食堂等間の合意書、こども食堂等から最終受益者への説明事項等）、必要事項を抽出したチェックリスト等を添付

フードバンク認証制度の概要

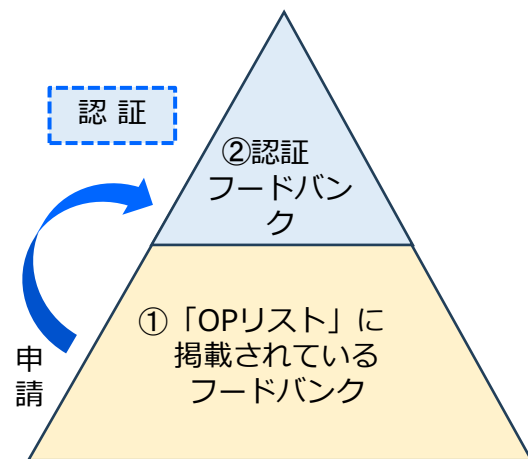
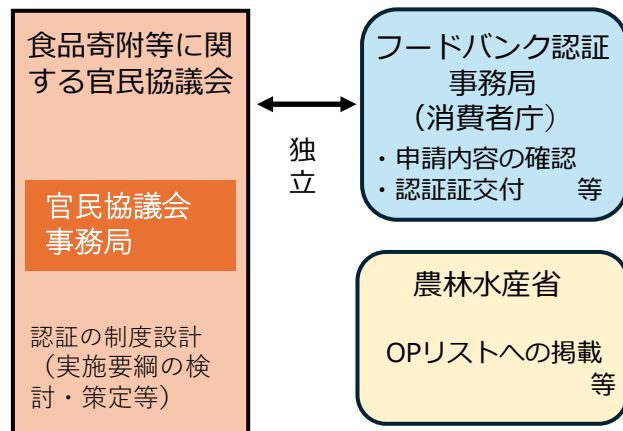
<目的>

一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証することにより、食品寄附への社会的信頼を高め、企業等からフードバンクへの食品寄附の拡大につなげることを目的とする。

<概要>

- ① 希望するフードバンクが団体の情報を申請し、一定の手続きを経て「フードバンクオープンリスト」（以下「OPリスト」という。）に掲載後、公表。
- ② ①の「OPリスト」に掲載されているフードバンクの申請に基づき、食品寄附ガイドラインを基に作成された審査基準に則り一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証する（以下「認証制度」という。）。

認証制度のイメージ図



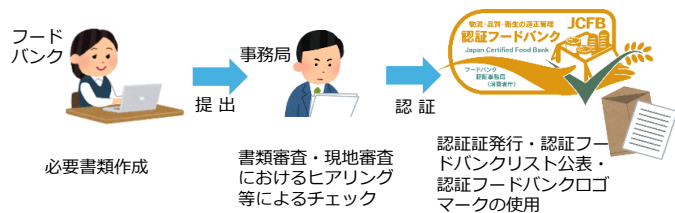
認証制度の具体的内容・手続

審査基準を遵守しているかの回答を証ひょうとともにフードバンク認証事務局に提出。内容・関係書類等の確認の上、ガイドラインに準拠する活動を行っているものを認証。

認証制度の前提となるOPリスト掲載

農林水産省の掲載規程に定める手続に則り、申請を行ったフードバンクをOPリストに掲載。

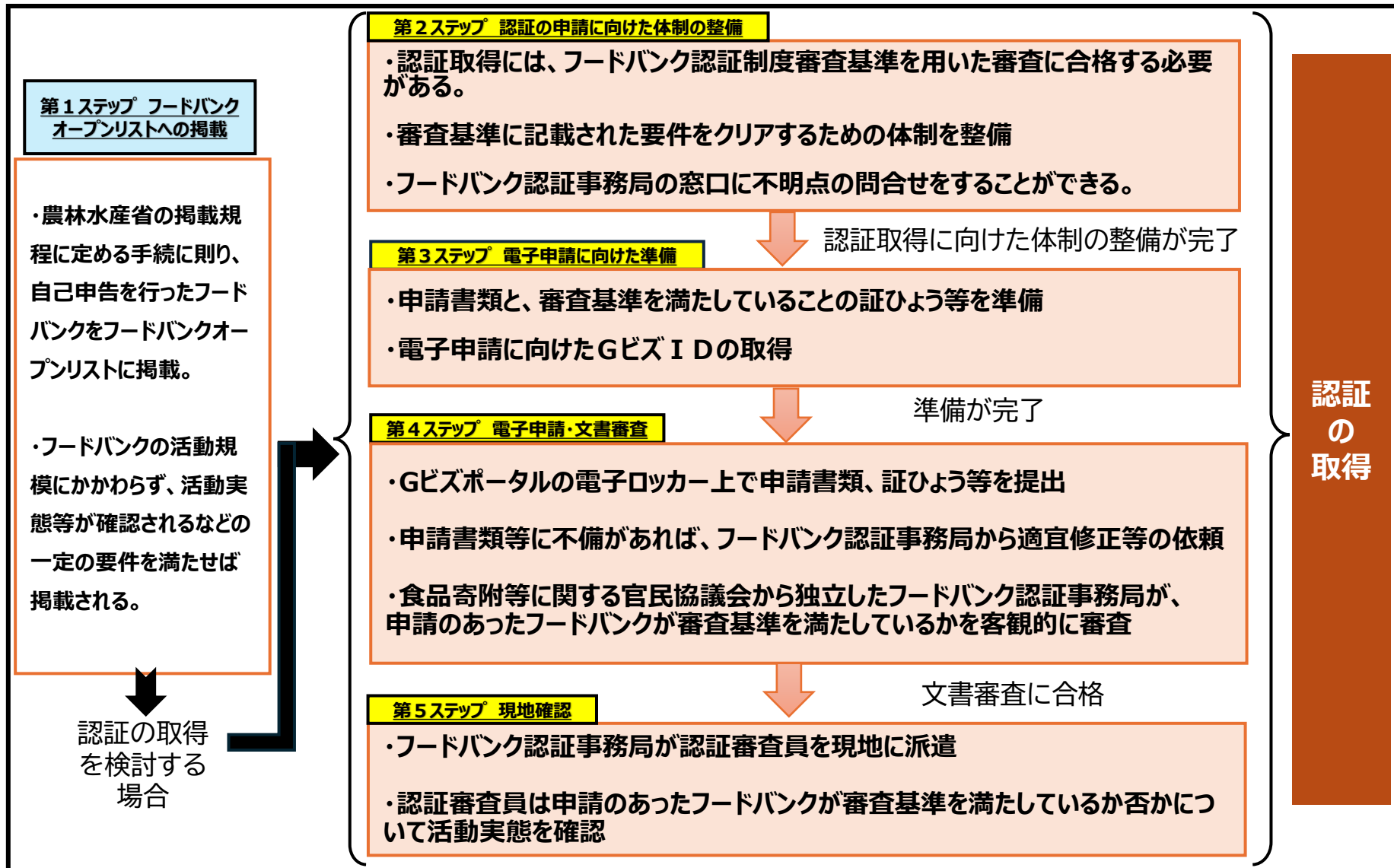
<認証作業イメージ>



<審査基準の主な項目>

1. 入庫時の確認事項
 - ① 食品情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）把握と記録
 - ② 受け取った食品の状態の確認
2. 保管時の確認事項
 - ① 施設設備の衛生管理
 - ② 食品の品質及び衛生管理（食品の保管、取扱い等）
3. 提供時の確認事項
 - ① 提供食品の状態の確認
 - ② 提供食品の情報の伝達・管理
4. 体制・ガバナンスに関する確認事項
 - ① 提供食品の転売等の禁止、提供食品の提供先及び譲渡先との合意等
 - ② 提供食品による事故に備えた保険加入
 - ③ 提供食品に係る事故発生時における対応

認証取得までのロードマップ



食品寄附者の懸念に応えるフードバンクの遵守事項

体制・ガバナンス

- フードバンクに寄附した食品が転売されるのではないかな。
- 寄附した食品について事故が起きた場合の責任関係があいまいになるのではないかな。
- 事故が起きた場合のレピュテーションリスク（ブランドを毀損するリスク）が高いのではないかな。

食品衛生管理

- 食品保管施設は確保されているのか。施設内の衛生管理は万全であるか。
- フードバンクに冷蔵・冷凍食品を寄附する場合、衛生管理は万全か。

トレーサビリティの確保

- フードバンクが食品を受け取った後のトレーサビリティは確保されているのか。
- 食品を提供した福祉施設やフードパントリー等には連絡が取れるのか。

フードバンクの遵守事項

- 食品寄附者、食品提供先との合意書等を作成保管していること。
- 合意書等には、転売等の禁止に関する事項、寄附食品の品質に関わる責任の所在に関する事項を入れること。
- 万が一の重大事故（提供した食品に起因する食中毒等の食品に係る事故）に備えて、保険に加入すること。
- 食中毒等の事故が発生した場合の運用手順が整備されていること。

- 施設及びその周辺の清掃は、食品寄附ガイドライン巻末のチェックリスト表を参考に清掃されている。記録表には、確認した時間及び実施者の名前の記載がある。
- 冷蔵庫・冷凍庫は庫内温度を測定し、記録している。（頻度の目安：活動日に1回以上/日）
- 保冷車の庫内温度を測定し、記録している。（頻度：配送時）

- 食品受取時には、システムや食品の受渡し時の紙の記載等により、入出荷年月日や食品表示記載事項等の15項目を記録している。
- 食品を提供した福祉施設やフードパントリー、こども食堂等の連絡先を把握しており、事故が発生した場合、すぐに連絡が取れる状況である。

フードバンク認証制度のメリット

■ フードバンク認証制度のメリット

フードバンク認証制度は、食品を取り扱うフードバンクの **衛生管理・品質管理・適正な物流管理体制（トレーサビリティ）**を確認し、一定の基準（※）を満たした団体を認証する仕組みです。

フードバンク認証制度審査基準（※）

①食品状態の確認及び賞味期限等の情報記録の実施状況、②提供先及び譲渡先との合意内容、③保険加入の有無 等

- ✓ 安全で信頼性のある管理体制を確保
- ✓ 寄附企業が安心して大口の寄附のできる環境づくり
- ✓ 社会全体で食品ロス削減を推進

<認証制度が求められる背景>

- ・ 管理体制が団体ごとに異なる
- ・ 衛生管理や横流し等への不安
- ・ 万が一の際のリスク懸念

▶ **認証制度により、これらの不安を解消します**



■ 認証フードバンクに寄附する事業者側のメリット

① 安全・安心

フードバンク認証制度審査基準を満たした団体のみが認証されているため、適切な衛生・品質管理・適正な物流管理体制が担保されています。

② リスク低減

食品の管理状況が明確であり、企業のリスクを軽減します。

③ 社会貢献の見える化

認証フードバンクへの大口の寄附は、信頼性の高い社会貢献活動として対外的にも説明しやすくなります。

④ 食品ロス削減への貢献

まだ食べられる食品を有効活用し、持続可能な社会の実現に寄与します。

